

5伊監第15号  
令和5年8月18日

伊那市長 白鳥 孝 様

伊那市監査委員 北原 藤重  
同 池上 忍  
同 吉田 浩之

令和4年度伊那市健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の  
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和4年度伊那市健全化判断比率及び公営企業資金不足比率を審査したので、次のとおり意見を提出します。

# 令和4年度伊那市健全化判断比率及び公営企業資金不足比率審査意見

## 第1 準拠する基準

伊那市監査委員は、伊那市監査基準（令和2年伊那市監査委員告示第4号）に準拠して審査を実施した。

## 第2 監査等の種類

伊那市健全化判断比率審査及び公営企業資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査）

## 第3 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により伊那市長から審査に付された令和4年度伊那市健全化判断比率及び公営企業資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に適合し、かつ適正に作成されているかどうかを主眼に、書類の照合、関係職員からの説明聴取及び質問により、審査を実施した。

## 第5 審査の実施場所及び期日

審査実施場所 伊那市役所（伊那市下新田 3050 番地）

審査実施期日 令和5年7月26日

## 第6 審査の結果及び意見

審査に付された令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、その算定は適正であると認められた。

## 1 健全化判断比率

財政の健全化を表す指標のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額が生じていないため、該当比率は算出されない。

実質公債費比率は6.8%で、前年度と比較して0.1ポイント改善され、将来負担比率は前年度に引き続き「数値なし」とし、いずれも国の示した早期健全化基準を下回っているが、実質公債費比率においては令和3年度の県内19市の平均5.9%に比べると高い水準にあるので、引き続き財政の健全化に努められたい。

### 健全化判断比率の状況

(単位: %、ポイント)

区 分	令和3年度	令和4年度	対前年度比較	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	12.32	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	17.32	30.00
実質公債費比率	6.9	6.8	△0.1	25.0	35.0
将来負担比率	数値なし	数値なし	—	350.0	

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字額がないので「—」と表示している。

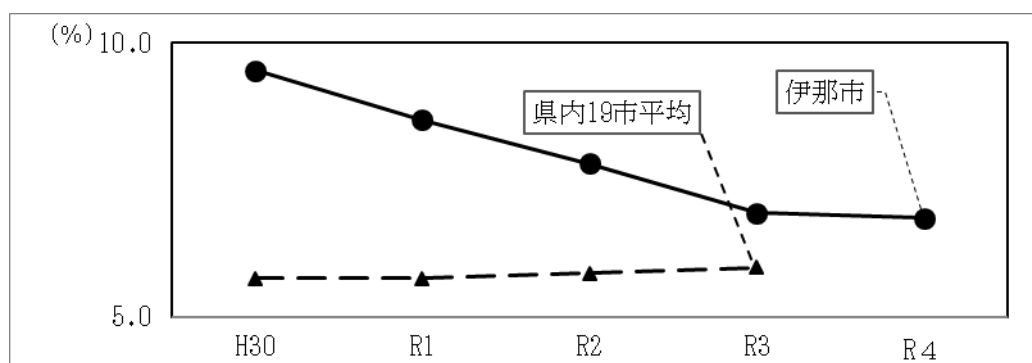
### 実質公債費比率の推移

(単位: %)

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
伊 那 市	9.5	8.6	7.8	6.9	6.8
県内19市平均	5.7	5.7	5.8	5.9	—

※県内19市平均値は加重平均

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。



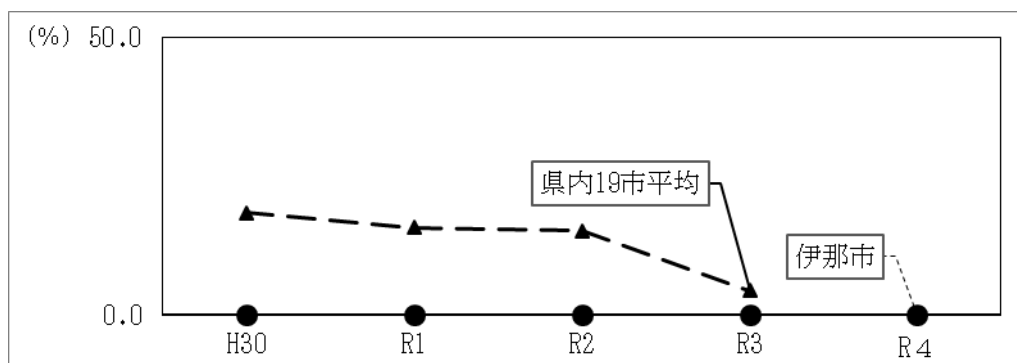
## 将来負担比率の推移

(単位: %)

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
伊 那 市	数値なし	数値なし	数値なし	数値なし	数値なし
県内19市平均	18.4	15.7	15.2	4.4	—

※県内19市平均値は加重平均

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模で表したものである。



## 2 資金不足比率

資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足が生じていないため、該当比率は算出されない。

公営企業における資金不足比率の状況

(単位: %、ポイント)

区 分	令和3年度	令和4年度	対前年度比較	早期健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	20.0
自動車運送事業会計	—	—	—	20.0

※資金不足額がないので、それぞれ「—」と表示している。

資金不足比率は、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。